

インドネシアにおける
裁判所の判決公開に関する
調査研究

2016年2月29日

ジャカルタ・インターナショナル・ロー・オフィス

平石 努

Fallissa Ananda Putri

Gita Armarosa Sembiring

目次

序文

1. インドネシアの司法制度

- a. 裁判所制度
- b. 最高裁判所
- c. 憲法裁判所
- d. 判決公開

2. 関連法令

- a. 最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号（2004 年法律第 5 号及び 2009 年法律第 3 号により改正）（以下「最高裁判所法」）
- b. 司法権に関する 2009 年法律第 48 号（以下「司法権法」）
- c. 情報公開に関する 2008 年法律第 14 号（以下「情報公開法」）
- d. 裁判所における情報公開の実施指示に関する 2010 年最高裁判所通達第 6 号（以下「裁判所情報公開指示」）
- e. 裁判所の情報公開に関する最高裁判所長官決定第 144/KMA/SL/VII/2007 号（以下「裁判所情報公開決定」）
- f. 裁判所における情報サービスの指針に関する最高裁判所長官決定第 1-144/KMA/SK/2011 号（以下「裁判所情報サービス指針」）

3. インドネシアの司法改革計画（2010～2035 年）の枠組みにおける裁判所の判決公開

4. 現行の公開制度

- a. 最高裁判所のウェブサイト（<http://putusan.mahkamahagung.go.id>）上で公開された判決についての統計データ
- b. 公開制度の手続

- c. 最高裁判所のウェブサイト上での現行の公開制度
- d. 最高裁判所による判決についての定期刊行物及び出版物

5. 判例

- a. 判例の定義
- b. 法源としての判例
- c. 判例の原理
- d. 英米法制度（コモンロー）における判例
- e. 大陸法制度（シビルロー）における判例
- f. インドネシアにおける判例
 - (i) 判例の定義
 - (ii) 判例の基準
 - (iii) 裁判官の役割

6. 現行の公開制度の評価

- a. 裁判所の判決公開の目的
- b. 改善点
 - (1) 印刷された出版物
 - (2) 最高裁判所ウェブサイト (<http://putusan.mahkamahagung.go.id>)
 - (3) 判例の蓄積
- c. 外国の裁判官，研究者及び弁護士（法律実務家）との協力

表，図及び画像の一覧

参考文献

序文

「法の支配」の確立は、1998年のスハルト大統領の権威主義的政権崩壊以来、インドネシア政府の国家的課題であり、「法的安定性／予測可能性」は、「法の支配」の重要な概念である。さらに、法的安定性／予測可能性の欠如が、インドネシアにおける投資やビジネスにとって甚大な障害の1つとみなされることが多い。インドネシアでは、法的安定性／予測可能性の欠如とは、一般的に、法規則が曖昧であること、インドネシア政府が法規則をその裁量で適用すること、及び裁判所の判決を予測することが困難である状況を指す。

スハルト大統領の権威主義的政権の崩壊以来、インドネシアの最高裁判所は、「法の支配」を推進し、インドネシア司法制度に対する国民の信頼度を高めるために、2003年～2008年ブループリントに従って司法改革を積極的に実施してきた。しかし現在のところ、こうした司法改革は最善の成果を収めておらず、インドネシア司法制度に対するインドネシア国民の信頼は十分に得られていない。さらに、メディアでは、裁判官が関与する様々な汚職事件（2014年に終身刑を受けた元憲法裁判所長官に対する汚職の有罪判決を含む）が連日報道されている。司法制度における汚職の根絶は、司法制度に対するインドネシア国民の信頼を促進するための最重要事項である。

本報告書は、日本の法務省の法務総合研究所から委託された「インドネシアにおける裁判所の判決公開に関する調査研究」という課題に応じて作成された。インドネシアでは、2000年代初頭まで、裁判所の判決が開示されることはほとんどなかった。裁判所は、民間人同士の法的な争いに加え、インドネシア政府と民間人との法的な争いを最終的に解決する場所でもある。言うまでもなく、個人だけでなく、国内外の事業者にとって、日常の業務活動で法令遵守を徹底するためには、法規則がどのように正式かつ最終的に解釈されるかについて予測可能であることが重要である。さらに、民事訴訟の当事者が、特定の事件に関して、法律の解釈を通じて、裁判官による判決を予測できることも重要である。インドネシアでは、民事訴訟が調停や和解によって解決されることはまれであり、第一審又は第二審における裁判所の判決が、それぞれ高等裁判所又は最高裁判所に上訴される可能性が非常に

高いと言われている。裁判所の判決を予測できなければ、民事訴訟の当事者は、勝訴するか、敗訴するかを予測することができないことから、裁判所の判決前に事件を和解によって解決することが困難となる。当事者が敗訴した事件の上訴を試みるのは、上訴の結果がどうなるか判断できないためである。上訴の件数が増えれば、裁判官の負担が増し、インドネシアにおいて提訴する機会が実質的に制限されることになる。

インドネシアで裁判官が関与する汚職に関しては、裁判所の判決が適切に組織化された方法で開示される機会が増えるほど、より多くの裁判所の判決が公衆の評価及び批判の対象となることで、汚職の抑制が期待される。法規則の解釈を通じて裁判所の判決の予測可能性が向上すれば、汚職に関与している裁判官は、正当な理由なく、予測される判決からかけ離れた判断を下すことが厳しくなるはずである。

裁判官、弁護士及び研究者は、インドネシアにおける判例の概念に関して多種多様な見解を持っていると思われる。インドネシアは英米法制度に属していないため、裁判官及び弁護士は判例に従う必要はないと言われることが多い。それでもなお、裁判所の判決公開制度を発展させることで、判例が蓄積され、機能の改善につながるとと思われる。本報告書では、インドネシアで判例が現在どのように考えられ、扱われているかについても分析する。

本報告書で記述するとおり、過去数年間で、裁判所の判決の系統的な公開制度は著しく向上した。しかし、公開された判決の件数は必ずしも十分であるとは言えず、公開制度には改善すべき点がいくつかある。インドネシアの司法改革は、まだ前途遼遠であり、本報告書が、裁判所の判決の系統的な公開の改善、法的安定性／予測可能性の向上、インドネシアの司法制度に対するインドネシア国民及び事業者の信頼度の向上、そして最終的にはインドネシアにおける「法の支配」の定着の一助となることを期待する。

1. インドネシアの司法制度

a. 裁判所制度

インドネシアでは、司法権は憲法裁判所及び最高裁判所が掌握している。最高裁判所の下には、通常裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所及び行政裁判所¹（以下総称して「下級裁判所」）がある。さらに、通常裁判所の管轄下には、特別裁判所である児童裁判所、人権裁判所、労働裁判所及び商事裁判所があり、一方、行政裁判所の下には、租税裁判所がある²（以下、総称して「特別裁判所」）。

通常裁判所は刑事上及び民事上の争いを解決し、一方、軍事裁判所は軍事犯罪に関する問題を解決する。宗教裁判所は、国によって認められているシャリーア法に従ってイスラム教徒の争いを解決する。同裁判所は、主に家庭内の問題を扱うが、シャリーア法が適用される商事事件も扱う。最後に、行政裁判所は国家に関する行政上の争いを解決する³。

b. 最高裁判所

最高裁判所は、全ての下級裁判所を統括する最上級の裁判所である⁴。最高裁判所は、次の権限を有する⁵。

- i. 下位の裁判所が出した判決に上告段階で判断を下す権限。ただし、法律で別途定める場合を除く。
- ii. 法律に基づいて下位法令を審査する権限
- iii. 法律で付与されるその他の権限

最高裁判所はまた、司法技術的な意味で、インドネシアの全ての裁判所を統率する。最高裁判所は、下級裁判所を監督及び管理する。最高裁判所は、下級裁判所の業務の遂行に関して、通常、最高裁判所

¹ 司法権法第 18 条

² Mahkamah Agung RI, *インドネシアの司法制度*, ジャカルタ : Mahkamah Agung, 2005, 印刷物, p. 61

³ 司法権法第 25 条第(2), (3), (4)及び(5)項

⁴ 司法権法第 20 条第(1)項

⁵ 司法権法第 20 条第(2)項

通達 (Surat Edaran Mahkamah Agung) の形で下級裁判所に訓戒及び助言を与えることができる。

最高裁判所は、2016年2月19日現在で49名の裁判官を擁し、長官、副長官、6名の準長官及び陪席裁判官から成る。裁判所は8つの裁判部に分かれており、それぞれが上級の裁判官によって統率される。

c. 憲法裁判所

インドネシアにおける憲法裁判所の設置は、憲法改正により実現した。憲法裁判所に関しては、憲法裁判所に関する2003年法律第24号において規定されている。憲法裁判所の設置以前は、司法審査は、最高裁判所の多くの権能のうちの1つであった。今日、憲法に基づき法律に対して司法審査を実施する権能（法律の憲法適合性判断の権能）は、憲法裁判所が保持し⁶、一方、法律に照らして下位法令の司法審査を行う権能（下位法令の法律適合性判断の権能）は、引き続き最高裁判所が保持している。

司法審査以外にも、憲法裁判所は、以下が関係する事件を審査する権能を有する。すなわち (i) 国家機関間の争い、(ii) 政党の解散、(iii) 総選挙の結果に関する争いの解決、並びに (iv) 議会の請願に基づく大統領及び副大統領に対する刑事犯罪の判断である⁷。憲法裁判所の判決は、最終的であり、上訴することができない。

憲法裁判所は9名の裁判官を擁し、そのうち2名は、それぞれ3年間、長官と副長官として任命される。残りの裁判官は陪席裁判官である。

d. 判決公開

2003年に、電子政府の開発に係る国家政策及び戦略に関する2003年大統領指示第3号（以下「**大統領指示**」）が發布された。これ

⁶ 憲法裁判所に関する2003年法律第24号の第10条第(1)項、及び憲法裁判所に関する2003年法律第24号の改正に関する2011年法律第8号（以下「**憲法裁判所法**」）

⁷ 同上

は、全ての国家機関に、電子政府を国家的に開発するために必要な措置を講じるよう指示するものである⁸。この指示によると、開発戦略は次のように分けられる。

- i. 確実かつ信頼性の高い、公衆（一般国民）が利用しやすいサービス・システムを開発する。
- ii. 政府の業務システム及びプロセスを全面的に再編成する。
- iii. 情報技術を最適な形で活用する。
- iv. 民間の役割を向上させ、情報技術及び通信産業を発展させる。
- v. 人的資源の能力を開発し、公衆の情報リテラシーを向上させる。
- vi. 現実的かつ測定可能な段階を通じて、発展戦略を体系的に開発する。

大統領指示の一環として、最高裁判所は、2003年にブループリントを策定した。最高裁判所は、透明性は、優れた裁判所において保持しなければならない原則であり、それは公衆が確実に情報を入手できるようにすることで証明されうると考えた⁹。裁判所の判決公開に関して、刑事訴訟法第 226 条第(3)項は、何人も、裁判所の判決文の写しを、その要請の利益を勘案した上で出された裁判所長の許可に基づいてのみ、付与されうると規定している。最高裁判所でさえ、この規定は、裁判所の判決が公判で公に読み上げられた場合に限り、有効であり、かつ法的拘束力を有することを定めた司法権法第 18 条の精神に反すると考えた。つまり、裁判所の判決が公に読み上げられた後は、公的情報とみなすべきであるということである。さらに、司法権法第 35 条では、抑制と均衡の目的で、裁判所の判決公開が奨励されている¹⁰。

最高裁判所は現在、その判決をウェブサイト (<http://putusan.mahakamahagung.go.id>) で公開しているが、それ以前は、

⁸ 参照：電子政府の開発に関する国家政策及び戦略に関する 2003 年インドネシア共和国大統領指示第 3 号

⁹ Mahkamah Agung RI, *Cetak Biru Pembaruan Mahkamah Agung RI*, ジャカルタ：Mahkamah Agung RI, 2003, 印刷物, p. 205

¹⁰ 同上, p. 213

選定した最高裁判所の判決，とりわけ判例になった判決を，編纂した書籍の形で配布していた。これらの編纂書籍がインドネシアの裁判所によって出された全ての判決を収録できていないことは明らかである。電子政府の開発により，今日では，インドネシアの裁判所によって出された判決は，最高裁判所のウェブサイトを通じて入手可能である。最高裁判所は，2003年ブループリントで，このウェブサイトを設置することで達成される成功を表す指標として，以下のとおりいくつかの項目を提示した。

- i. 判決／判例を出すための最高裁判所の予算が削減される。
- ii. 公開される最高裁判所の判決の数及び頻度が増える。
- iii. 判決を公開するために最高裁判所と民間部門との協力関係が生じる。
- iv. 公衆が，裁判所の判決の分析に，より積極的に取り組むようになる。

後に詳述するように，上記の最初の2つの指標（予算削減及び公開される訴訟の件数の増加）に関しては，最高裁判所は成功したと言えるが，残りの2つの指標（民間部門との協力及び公衆による裁判所の判決の分析）に関しては，成果を挙げたとは言えない。2016年2月2日に行った最高裁判所の裁判官（以下「本件裁判官」）との非公式面談によると，公衆が現在どれほど積極的に裁判所の判決の分析に取り組んでいるかは不明であるが，少なくとも最高裁判所は，その機会を公衆に与えているとのことである。

2. 関連法令

a. 最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号（2004 年法律第 5 号及び 2009 年法律第 3 号により改正）（以下「最高裁判所法」）

この法律は、特に、司法機関としての最高裁判所の独立性についての原則を述べている。最高裁判所法第 2 条は、最高裁判所が最上級の国家裁判所であること、及びその任務を遂行する上で他のいかなる者からの影響も受けないことを規定している。同法は、最高裁判所の組織構成に加え、最高裁判所のそれぞれの職位（例えば長官、副長官、さらには最高裁判所裁判官（*Hakim Agung*））の候補者の要件を定めている。

インドネシアの最上級の司法機関として、最高裁判所は、上告、相対的管轄権に関する争い¹¹、及び最終的かつ拘束力ある訴訟に対する再審に関して、検討し、決定を行う義務を有する。最高裁判所はまた、下位の裁判所を監督する権能を有する。最高裁判所法第 32 条は、最高裁判所が、全ての司法機関の業務及び業績に対する最上級の監督を実施する義務を有すると規定している。最高裁判所はまた、裁判官の業績を監督しなければならず、全ての裁判所に必要とみなされる指針、戒告及び訓戒を出す権利を有する。その特有の権能により、最高裁判所は、情報公開法の制定前であっても、裁判所情報開示決定（以下に定義）を出す権利を有する。

b. 司法権に関する 2009 年法律第 48 号（以下「司法権法」）

この法律は、インドネシアの司法制度について定める最初の法律であり、インドネシアの司法機関を明確に規定している。司法権法第 18 条は、インドネシアの司法権が、憲法裁判所、並びに最高裁判所の下位の 4 つの裁判所、すなわち (1) 通常裁判所、(2) 宗教裁判所、(3)

¹¹ 相対的管轄権とは、どの地方裁判所が事件を審理する管轄権を有するかについての問題を指す。この問題は、HIR の第 118 条で規定されている。HIR (*Herzien Inlandsch Reglement*) は、今日までインドネシアに引き継がれているオランダ植民地時代の適用される民事訴訟法である。一般に、民事訴訟は、被告の居住地の地方裁判所に提起されることになっている。

軍事裁判所，及び(4)行政裁判所により行使されると規定している。最上級の裁判所として，最高裁判所は，他の裁判所の業務を監督する義務を有する。

また，この法律は，，上訴，上告及び再審手続，公開及び非公開法廷制度，裁判所の判決の要素及び執行制度を簡潔に記載することにより，インドネシアの司法制度がどのように機能するかを規定している。。

c. 情報開示に関する 2008 年法律第 14 号（以下「情報公開法」）

この法律は，情報へのアクセス及び公的情報の開示は，人権の一部であるとともに，優れた統治制度を維持する国民の権利を強く尊重する民主国家の特徴であるとの認識が高まったことにより制定された。この法律では，情報を次の 4 種類に分類している。すなわち，(1) 閲覧に供し，定期的に公表しなければならない情報，(2) 常に閲覧に供しなければならない情報，(3) 直ちに公表しなければならない情報，及び(4) 除外される情報である。

同法第 7 条は，公的機関が公的情報を提供，交付及び／又は発行する義務を有することを強調している。この法律はとりわけ，公的機関とは，行政機関，立法機関，司法機関，及びその活動資金が国家予算によって賄われているその他の機関，又は完全にもしくは部分的に国家予算及び国内外からの寄付によって資金提供されている非政府組織を指すことを詳しく述べている。この定義により，裁判所もまた，関係する公的情報を開示する責任を負う公的機関とみなされる。この義務は，最高裁判所のいくつかの通達においても，実施指針として定められている。

この法律において注目すべきもう 1 つの側面は，公的情報に係る紛争（すなわち，有効な法規則に従って当該情報を入手及び利用する権利に関して公的機関と公的情報の利用者間で生じる争い）についての認識である。こうした紛争は，情報委員会又は裁判所を通じて解決することができる。上記のように，過去数年間にわたり，インドネ

シア政府が、公的情報の入手可能性を徹底させることに、より強い関心を持ち、より強い責任を負ってきたことをここで強調したい。

d. 裁判所における情報開示の実施指示に関する 2010 年最高裁判所通達第 6 号（以下「裁判所情報開示指示」）

この情報開示指示の発布は、情報公開法及び裁判所情報開示決定（以下に定義）の制定に伴うものである。第一審及び第二審裁判所における裁判所情報開示の実施を確実にするために、最高裁判所長官は、次の行為を命じている。

- i. 最高裁判所の下位にある全ての機関が、情報公開法及び裁判所情報開示決定に基づく義務を完全に理解し、その履行を引き受けることを確実にする。
- ii. 裁判所情報開示決定及び情報公開法に基づき必要とされる公的情報、とりわけ公衆が最も必要と判断した以下の情報を入手する完全な権利を付与する。
 - a) 裁判所の判決及び宣言（最終的であり、かつ拘束力を有するか否かを問わない）
 - b) 訴訟費用、調査官費用、保釈費用、証拠費用、さらには支払能力のない人々に対する法的支援費用に関する情報
 - c) 訴状の作成及び訴状の取扱いに関する情報
- iii. 上記の項目に関する全ての情報を公開する。ただし、まだ最終的ではなく拘束力を有していない判決及び宣言を除く。
- iv. 裁判所が公的情報の写しの料金を請求してはならないことを徹底する。利用者は、複写を行う第三者に対する複写費用のみを支払う。
- v. 情報公開法と裁判所情報開示決定との間に矛盾が生じた場合には、情報公開法が優先することとする。

e. 裁判所の情報開示に関する最高裁判所長官決定第 144/KMA/SL/VII/2007 号（以下「裁判所情報開示決定」）

上記のとおり、裁判所の情報開示に関する規制上の枠組みは、情報公開法の制定前に既に開始されていた。この裁判所情報開示決定は、情報をいくつかの種類に分類するのみならず、標準的な公開方法と、公衆による特定の種類の情報の入手方法について規定している。この決定の付属書はとりわけ、特定の情報についての開示方法の要件（特定の事件では証人の氏名を匿名にしなければならないなど）に関する明確な指針も定めている。

なお、この決定は、後に発布された裁判所情報サービス指針（以下に定義）に置き換えられた。

f. 裁判所における情報サービスの指針に関する最高裁判所長官決定第 1-144/KMA/SK/2011 号（以下「裁判所情報サービス指針」）

この指針の発布は、インドネシアの裁判所の官僚主義を改革するという最高裁判所の公約に伴うものである。この指針は、2007 年に出された裁判所情報開示決定を改正するために発布されたものであり、その付属書により、裁判所の情報についてその開示方法の要件を明確に記述している。また、何らかの形で裁判所情報開示を妨害する公務員は、公務員の懲戒に関する 2010 年政府規則第 53 号及び情報公開法で規定するように、懲戒処分及び／又は刑事制裁の対象となることを強調している。この指針の発布に伴い、裁判所情報開示決定は無効となり、情報サービスに関する全ての規則は、この指針に矛盾しない限りにおいて効力を維持する。

この指針はまた、開示を要する情報を次の 3 区分に分類している。すなわち、(1) 定期的の開示される情報、(2) 常に公衆の利用に供しなければならない情報、及び(3) 除外又は秘匿される情報である。最

終的かつ拘束力ある判決は、常に公衆の利用に供しなければならない
情報に含まれる。

3. インドネシアの司法改革計画（2010～2035 年）の枠組みにおける裁判所の判決公開

2003 年以降、最高裁判所は、2003 年ブループリントの発布を通してインドネシアの司法組織に対する肯定的なイメージを回復することを目指してきた。しかし、2009 年に行われた組織診断評価によると、最高裁判所は優れた裁判所という目標のわずか半分には到達していないことが示された。このような状況は、最高裁判所のビジョンやミッションが実現されていないこと、技術的問題、並びに組織管理上の問題（人材、資産、IT 及びインフラストラクチャー）が原因となっている。

司法機関の信頼性及び透明性を高めることが、2010 年から 2035 年にかけての司法機関の使命である。それゆえ、司法機関の信頼性、説明責任及び社会からの信用度を高めることを目的とする判決公開制度に深く関わる、事件管理制度の改革が必要になる。

司法改革に係る 2010～2035 年ブループリント¹²は、事件管理の改革計画が次の 3 つの主要な要素で構成されると定めている。

- a. 事件管理の近代化
- b. 事件管理の再編成
- c. 事件管理プロセスの再編成

事件管理の改革は、以下に示すとおり、5 年ごとの 3 期に分けられる¹³。この区分は、公衆への影響、問題の複雑さ、その他の関係する要素の準備状況、及びリソースの必要性に基づく優先順位にしたがって行われている。

¹² Cetak Biru Pembaruan Peradilan 2010 – 2035（最高裁判所の 2010～2035 年ブループリント）は、次のリンクからアクセスすることができる。
<https://www.mahkamahagung.go.id/images/CETAK%20BIRU%20PEMBARUAN%20PERADILAN%202010-2035.PDF>

¹³ Mahkamah Agung RI, *Cetak Biru Pembaruan Peradilan 2010 – 2035*, ジャカルタ : Mahkamah Agung RI, 2010, オンラインで入手可能, p. 35

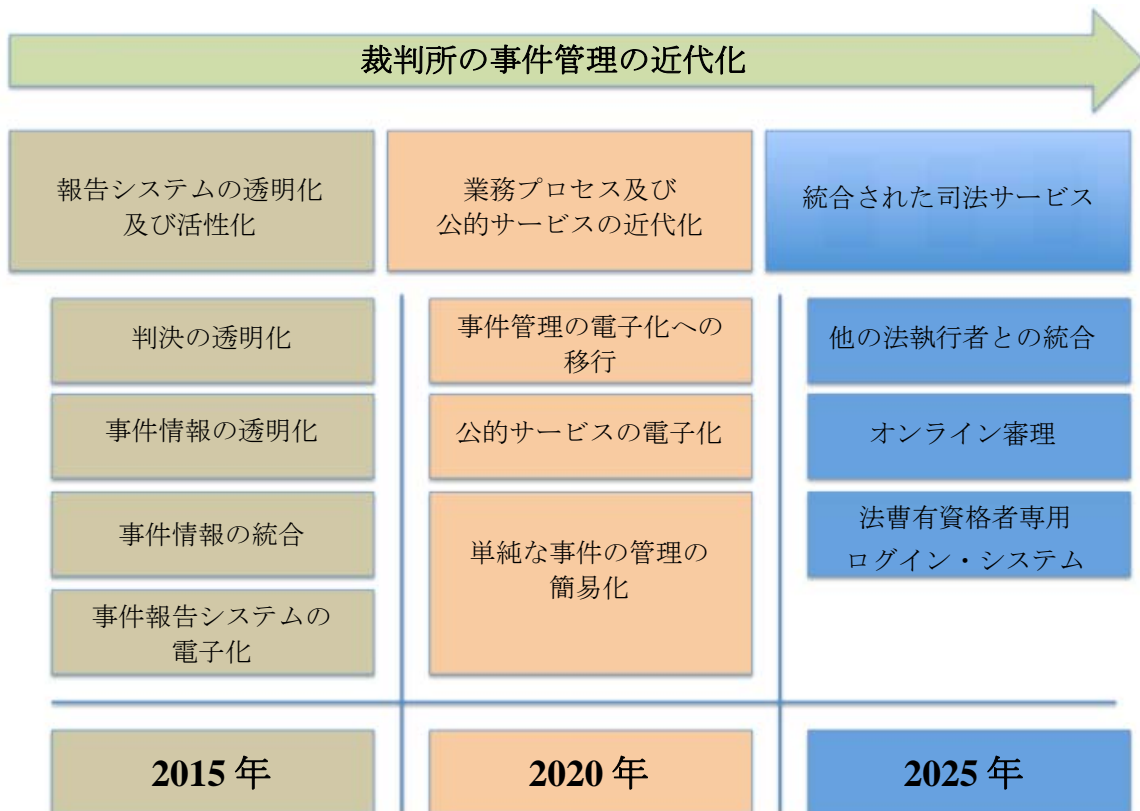


図 1

裁判所の事件管理の近代化の方向性

上の図によると、報告システムの透明化及び活性化は、2015 年までに達成されていなければならなかった。とりわけウェブ上で公開されている判決の総数の点では、最高裁判所は著しい進展を見せていると考えられるが、利用されているシステムと公開された判決の質の面では、社会の変化及び社会の需要に適合する持続的な発展が必要である。

最高裁判所の 2010～2035 年ブループリントをさらに検討した結果、判決公開におけるそのような持続的な発展は、ブループリントに含まれる以下の事業計画によってさらに支えられる。この計画は、最高裁判所の裁判部制度を導入することで、関係機関の再編成と当該組織の質及び効率性の改善を同時に行うものである。

a. 裁判部制度の一貫的な適用

最高裁判所における裁判部制度の実施は、最高裁判所における裁判部制度の実施に関する最高裁判所長官決定第 142/KMA/SK/IX/2011

号（以下「**決定第 142/KMA/SK/IX/2011 号**」）の発布により，2011 年に開始された。上記決定に基づき，最高裁判所における上告及び再審の事件の処理は，次の 5 つの裁判部に分けられた。

- i. 刑事裁判部
- ii. 民事裁判部
- iii. 行政裁判部
- iv. 宗教裁判部
- v. 軍事裁判部

各裁判部は，裁判部長（最高裁判所長官，最高裁判所副長官，又は司法技術部門の準長官），裁判部の構成員としての最高裁判所裁判官（**Hakim Agung**），裁判部の下級事務官及び事務官代行から成る¹⁴。各裁判部は，定例の裁判部全体会議及び事件ごとの裁判部全体会議を開催する。定例の裁判部全体会議は，裁判部で処理される事件の流れを管理及び監視するために，少なくとも月 1 回開催される。少なくとも月 1 回開催される事件ごとの裁判部全体会議は，裁判部で作成された判決の一貫性及び説明責任を維持するものとされている。会議では，裁判部は，裁判部で扱われる事件における法律の問題について協議し，そのような法律の問題を解釈し，裁判部によってもたらされる内容を判決内で言い渡す。

判決の一貫性を維持する目的に加えて，裁判部制度の実施は，判決の伝統的な保存及び公開制度を，電子的な方法に移行するという最高裁判所の公約も示している。決定第 142/KMA/SK/IX/2011 号は，裁判官の合議体によって署名された裁判所の判決を，議事録とともに，電子データベースに保存し，その後公開しなければならないと定めている。

裁判部制度は，現在最高裁判所のみで用いられているが，2015 年から 2019 年の計画では，民事裁判部及び刑事裁判部の設置を通して，

¹⁴ 通常裁判所に関する 1986 年法律第 2 号の第 27 条，並びに裁判所の事務官が副事務官，複数の下級事務官，複数の事務官代理及び複数の執行官の補佐を受けることを規定する 1986 年法律第 2 号の改正に関する 2004 年法律第 8 号

上訴裁判所でも適用されることになっている。しかし、裁判部制度は第一審裁判所では適用されず、裁判官は、特定の事件を扱う自らの専門分野に基づいて分類され、割り当てられる。裁判官は専門分野についての認定（資格付与）を受け、同認定は定期的に更新される必要がある¹⁵。

b. 事務官の再編成

司法改革に関する 2010～2035 年ブループリントでは、最高裁判所は、組織業務遂行機能のアプローチ、すなわち、最高裁判所の事務官が 3 つの業務ユニットに分けられ、その業務ユニットがそれぞれ割り当てられた業務を遂行するという手法を用いて、最高裁判所の事務官組織の改善を行うことを公約している。この 3 つの業務ユニットは、以下のとおりである。

- i. 以下の責任を有する技術下級事務官
 - 受け付けられた事件ファイルを受領及び審査する。
 - 事件ファイルの登録
 - 事件の費用の管理
 - 事件ファイルの発送
 - 各下級事務官への報告
 - 各下級事務官への事務支援の提供
- ii. 最高裁判所の事務官に対する管理（人材の能力開発及び維持、インフラストラクチャー、ロジスティクス、及び事務官の財務事項を含む）に支援を提供する責任を有する事務官事務局

¹⁵ 上記注 13, p. 30

- iii. データ及び統計情報の処理，事件の文書化及び他の裁判所からの報告書のとりまとめに責任を有する司法下級事務官

こうした明確かつ具体的な職務区分は，最高裁判所の事務官が完了させなければならない業務が滞らないようにするものであると考えられる。とりわけ判決公開の問題については，判決の管理，処理及び公開を担当する専門の機関を設けることは，非常に戦略的な措置であり，インドネシアにおける判決公開を数量的にも質的にも積極的に改善することになると思われる。

この制度は，現時点で最高裁判所でのみ利用可能であるが，司法改革に関する 2010～2035 年ブループリントは，技術及び情報の導入を考慮に入れて，第一審裁判所及び上訴裁判所にとって最も効果的かつ効率的な組織設計を見出すというインドネシアの公約を示しているようである¹⁶。

c. 司法のための先進情報技術の開発

司法機関の説明責任，信頼性及び透明性を確保するためには，信頼性の高い情報管理システムが極めて重要であるということはいまでもない。最高裁判所は，優れた裁判所になるという構想を持つ近代的な組織であり，IT による情報管理を必要とする。よって，インドネシアの司法機関の情報技術の最新化及び更新が司法改革に関する 2010～2035 年ブループリントに盛り込まれたことは，驚くにあたらない。

最高裁判所は，以下の目標を達成するために情報技術を利用又は導入する構想を立てている¹⁷。

- i. 判決の質を向上させ，全ての関連情報を入手する権利を付与する。
- ii. 裁判所管理システムを改善する。これには，登録，情報請求，さらには証言など，裁判所の庁舎から離れた裁判所の活動に関する情報へのアクセスを含む。

¹⁶ 同上， p. 37

¹⁷ 同上， p. 64

- iii. 手作業を削減し、作業のコンピューター化に移行することにより、効率性を高める。
- iv. 業績別の組織を構築し、技術の利用により当該業績を管理する。
- v. 時間や場所を問わず継続的な研修課程を可能にする、組織内での eラーニングの機会を提供する。

この統合された IT 設備の維持のための予算を効率的かつ効果的なものとするために、全ての司法機関への IT の供給は、最高裁判所に集中させることになっている。全インドネシアの全ての司法機関は、統合されたコンピューター・ネットワークを通じて、最高裁判所が維持する単一システムへのアクセスを持つ予定である。このシステムは、一貫性を確保し、技術的供給及びメンテナンスを容易にするために望ましいものである¹⁸。

司法改革に関する 2010～2035 年ブループリントに盛り込まれている、最高裁判所が達成しようとしている開発のあらゆる局面において、常に関係する 1 つの局面は、情報の管理とそのアクセス可能性であると我々は考える。また、事務官組織の再編成及び裁判部制度の導入により、公開制度がさらに明確に、効果的に、かつ効率的になるものと期待されている。なぜなら、それにより、現在、裁判所（とりわけ最高裁判所）は、裁判所の判決公開に責任を負う具体的な機関、すなわち司法下級事務官を擁しているためである。

司法改革に関する 2010～2035 年ブループリントを検討すれば、最高裁判所が、効率的な公開制度だけではなく、判決自体の質にも関心を寄せていることは明らかである。裁判部制度を通して定期的に全体会議を開催することで¹⁹、判決の作成において用いられる理論構成の一貫性及び質を向上させ

¹⁸ 同上, p. 65

¹⁹ Rapat Pleno (全体会議) は、裁判部内で裁判官によって実施される会議である。2 種類の全体会議、すなわち定例の全体会議と事件ごとの全体会議がある。定例の全体会議は、裁判官室によって処理される事件の件数及び状況を管理するとされる。事件ごとの全体会議は、少なくとも月 1 回、裁判部長によって必要とみなされるときはいつでも開催することができる。この会議は、裁判部によって処理される事件（解釈に関して、又は裁判部の裁判官によって行われた矛盾する判決がある場合）について協議する。最高裁判所における裁判部制度の実施に関する指針に関するインドネシア共和国最高裁判所長官決定第 142/KMA/SK/IX/2011 号参照。この件に関する詳細情報は、オンラインで次のリンク

ることが期待されている。非常に優れた一貫性のある判決を下すことは、司法機関に対する信頼性、ひいては社会的信認を向上させるだけではなく、インドネシアの法的研究にとっても有益である。

要すれば、統合された情報技術の利用を促進する公約とともに、組織制度と判決の質の改善により、時間や場所の障壁があつたとしても、社会によって容易に利用可能なよりよい判決公開制度が約束される。こうした状況は、2035年までに達成されることが望まれる。

から入手することができる。

http://www.pta-jambi.go.id/attachments/article/1016/SK_142.pdf

4. 現行の公開制度

2008 年はインドネシアの改革から 10 周年目に当たり、このことが、グッドガバナンスの原則を適用することによって諸制度の変更を行うよう政府に圧力をかけていた。この原則を実施するには、説明責任、透明性、及びあらゆる公的な意思決定における国民の参加を必要とする²⁰。

情報公開法第 7 条第 3 項は、公的情報を良好かつ効率的に維持するために、あらゆる公的機関に情報及び文書化システムの構築及び開発を義務付けている。さらに公的機関は、容易、迅速かつ正確に情報を入手できるよう徹底する責任も負う。

司法の透明性は、公衆のためのみならず、他の立法機関にとっても必要である。司法の透明性を高めることにより、立法機関の説明責任、専門職業意識及び誠実性が強化されることが期待される。適切な情報システムが利用可能であることは、情報公開法の実施とその崇高な目的の達成のために極めて重要である。

効果的かつ効率的な情報開示は、裁判所の官僚主義改革を達成するという最高裁判所の公約の 1 つである。最高裁判所でさえ、2008 年の情報公開法制定のはるか前にこの考えを実行していた。この考えを実行するために、最高裁判所は、裁判所情報サービス指針及び裁判所情報開示決定を發布した。

a. 最高裁判所のウェブサイト (<http://putusan.mahkamahagung.go.id>) 上で公開された判決についての統計データ²¹

- i. 2007 年から 2016 年の期間中に <http://putusan.mahkamahagung.co.id> にアップロードされた判決の件数

年	合計
2007	1,122
2008	5,246

²⁰ Mansyur, Ridwan, (n.d.) , Keterbukaan Informasi Pada Pengadilan , <https://www.mahkamahagung.go.id/images/news/ridwanmansyur.pdf> から検索

²¹ この情報は、2016 年 2 月 11 日に <http://putusan.mahkamahagung.go.id> から検索及び生成されたものである。これらの表の合計数は一致しないが、理由は明らかではない。

2009	6,411
2010	5,747
2011	11,873
2012	8,373
2013	9,242
2014	9,344
2015	10,768
2016	103
合計	68,332

表 1

2007 年から 2016 年にアップロードされた判決の件数 (2016 年 2 月 11 日時点)

ii. 法律分野ごとの公開された判決の件数

法律分野	合計
民事裁判所	7,125
租税裁判所	256,466
行政裁判所	16,327
刑事裁判所	194,299
軍事裁判所	9,404
特別民事裁判所	9,890
宗教裁判所	1,004,571
特別刑事裁判所	72,894
管轄権争い	1
合計	1,570,977

表 2

法律分野ごとのアップロードされた判決の件数
(2016 年 2 月 11 日時点)

iii. 最新統計²²

判決の合計件数	:	1,662,995
今月アップロードされた判決	:	8,247
前月にアップロードされた判決	:	32,267
過去3カ月間にアップロードされた判決	:	40,514
今年アップロードされた判決	:	40,514

表 3

アップロードされた判決の最新統計 (2016年2月11日時点)

b. 公開制度の手続

(a) 情報の分類

裁判所情報サービス指針の付属書 I は、裁判所の情報開示制度において、情報が次の3種類に分類されることを定めている。

i. 裁判所が定期的に公開しなければならない情報

a) プロファイル情報及び裁判所の基本業務

- 裁判所のプロファイル
- 裁判所が管轄を有する各種事件についての裁判所の手続
- 裁判所における紛争解決に関する費用
- 第一審の審理に関する裁判所の日程

b) 国民の権利に関する情報

- 訴訟当事者の権利（例えば、法的支援を受ける権利、無料弁護の審理、訴訟における他の基本的な権利）
- 裁判官又は裁判所の他の職員に関する苦情処理手続
- 受付業務に関する手続
- 請求した情報の写しの入手に関する費用

²² 2016年2月10日の <http://putusan.mahkamahagung.go.id/pengadilan/mahkamah-agung/periode/upload> から検索

- c) 裁判所の事業計画，財務状態及び業績に関する情報
 - d) 情報アクセス記録に関する情報（情報アクセスに対する拒否理由を含む）
 - e) その他の情報（災害時の早期警報システム，裁判所における避難手順など）
- ii. 最高裁判所が定期的に公開しなければならない情報
- a) 裁判官及び／又は他の職員の資格付与に関する情報
 - b) 最高裁判所規則の草案リストと制定手続
 - c) 最高裁判所の判例
 - d) 最高裁判所の判決
 - e) 最高裁判所の年次報告書
 - f) 最高裁判所の戦略計画
- iii. 常に公衆の利用に供し，入手可能でなければならない情報
- a) 紛争及び手続に関する情報
 - 裁判所の全ての判決（最終的かつ拘束力ある判決と，そうでない判決の両方）
 - 事件登録簿に関する情報
 - 事件統計
 - 事件を処理する段階
 - 事件費用の使用に関する報告
 - b) 裁判官及び裁判所職員に対する監督措置及び懲戒処分に関する情報
 - c) 規則，規定及び調査結果に関する情報
 - d) 組織，管理，人事及び財務状態に関する情報
- iv. 除外される情報
- a) 開示された場合に，法執行手続を停止させるおそれのある情報
 - b) 開示された場合に，知的財産権の保護に支障を来す，又は不正競争を生じさせるおそれのある情報

- c) 開示された場合に、国家の防衛及び安全保障を危うくするおそれのある情報
- d) 開示された場合に、国家の天然資源を暴露するおそれのある情報
- e) 開示された場合に、国家経済の強靱性を損なうおそれのある情報
- f) 開示された場合に、外交を危うくするおそれのある情報
- g) 開示された場合に、個人的な行為又は意志を暴露する可能性のある情報
- h) 開示された場合に、個人情報暴露するおそれのある情報
- i) 開示された場合に、規則作成手続を非常に危うくするおそれのある、裁判所又はその他の国家機関の間の覚書
- j) 情報公開法の第 17 条及び第 19 条に基づき開示を要しない情報
- k) 上記の除外には、次の情報が含まれる。
 - 裁判官の合議体の構成に関する情報
 - 制裁若しくは処罰の対象となった裁判官又は他の裁判所職員の詳細な身元情報
 - 裁判官又は他の裁判所の職員の勤務評価報告書
 - 報告された公知ではない裁判官又は他の裁判所の職員の詳細な身元情報
 - 裁判所の調停で入手された記録及び文書
 - 特定の事件における裁判所の判決又は訴訟上の合意で特定の人の個人情報を開示する可能性のある情報²³

²³ 情報の一部除外は、その情報の残りの部分の開示を全体的に除外するわけではないことに留意しなければならない。

(b) 責任を負う機関²⁴

裁判所の情報開示に責任を負う裁判所の機関の構成は、以下のとおりである。

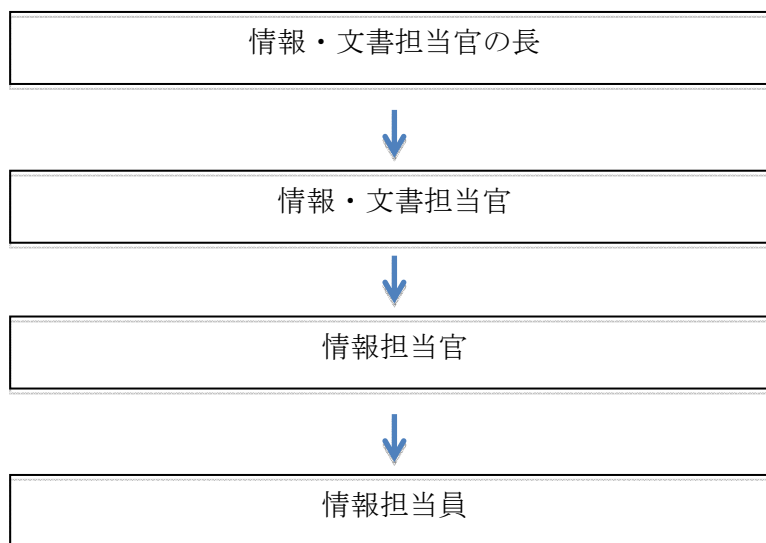


図 2

裁判所の情報開示に責任を負う裁判所の機関の構成

(c) その他の手続

裁判所情報サービス指針の付属書 I は、他にも、情報開示制度の手続を以下のとおり定めている。

- i. 定期的の開示しなければならない情報は、裁判所庁舎で一般の人が見る、若しくは目にすることができる掲示板又はその他の媒体を通して公開される。
- ii. 可能であれば、情報の開示は、書籍／定期出版物（印刷物又は裁判所のウェブサイト上）によっても行うことができる。
- iii. とりわけ最高裁判所については、情報開示は、最高裁判所のウェブサイトを通じて行われる。
- iv. 裁判所のウェブサイトは、裁判所の書記官（事件関連情報を扱う）若しくは裁判所の事務局（組織に関する情報を扱う）又は裁判所長によって指名されたその他の担当官によって運営され、その責任下に置かれる。
- v. 最高裁判所のウェブサイトは、法律・広報局長によって管理され、その責任下に置かれる。

²⁴ 裁判所情報サービス指針の付属書 I, p. 7

- vi. 最高裁判所の業務ユニットは、それぞれの情報・文書担当官の責任下で各自の公式ウェブサイトを作成することができる。
- vii. 情報・文書担当官は、定期的に関示しなければならない情報を、少なくとも 6 カ月に 1 回更新しなければならない。ただし、次の情報を除く。
 - a) 裁判所の判決及び規定は、公開法廷審理における公表後 2 週間以内に開示しなければならない。
 - b) 最高裁判所規則及び通達は、その施行から 1 週間以内に開示しなければならない。
 - c) 年次報告書は、公の発表から 1 週間以内に開示しなければならない。
 - d) 審理の日程は、週 1 回更新しなければならない。
 - e) 採用事項は、採用手続より最大 1 カ月前に関示しなければならない。
- viii. 発表は、平易な言葉で書かれ、詳細情報を必要とする者が直接連絡を取れるように、情報・文書担当官又は情報担当官の氏名及び適切な連絡先の番号を記載しなければならない。
- ix. 定期的に関示しなければならない情報は、毎年 12 月 1 日に翌年 1 月 2 日発表分を、また毎年 6 月 1 日に同年 7 月 1 日発表分を、情報・文書担当官が収集する。

最高裁判所は、現在、全ての地方裁判所が判決を最高裁判所の判決集にアップロードしたと公言している²⁵。

c. 最高裁判所のウェブサイト上での現行の公開システム

Direktori Putusan²⁶ (<http://putusan.mahkamahagung.co.id>) は、公衆が容易にアクセスできるように、最高裁判所の判決を公開するウェブベースのシステムである。Direktori Putusan は、マカッサルで開催さ

²⁵ Nursobah, Asep, 2015 年 11 月 12 日時点, *Kini, 100% Pengadilan telah Mengunggah Putusan di Direktori Putusan MA* [ブログ投稿], <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/1208-kini-100-pengadilan-telah-mengunggah-putusan-di-direktori-putusan-ma> から検索

²⁶ Direktori Putusan は、文字どおり訳すと「判決集」である。

れた最高裁判所の全国大会で 2007 年に開始された。そして、2011 年に、最高裁判所書記官室は、Tim Asistensi Pembaruan Keadilan（司法改革支援チーム）の支援を受けて、国中の裁判所が各裁判所において出された判決を判決集にアップロードできるようにすることによって、Direktori Putusan のシステムを発展させた。各裁判所は、判決集のバックエンドにアクセスするための各自のユーザー名及びパスワードを割り当てられている。

全ての裁判所にそれぞれの判決を Direktori Putusan に提出させていることから、Direktori Putusan は現在、国家判決リポジトリ（NJP）とみなされている。Direktori Putusan の開発における理想像となった「ロール・モデル」は、シドニー工科大学によって開発された Asian LII（アジア法律情報研究所）²⁷であった²⁸。開始以来、2015 年 10 月において、Direktori Putusan は 150 万件を超える判決を収集している²⁹。2015 年には、Direktori Putusan は国中の裁判所から 464,204 件の判決を収集した³⁰。インドネシアの裁判所の参加水準は、年々増加している。2011 年には全ての裁判所のうち判決公開に参加したのは 36.98%のみであったが、2012 年末までには 70.82%に増加した。2013 年の参加率は 86.41%であり、2014 年末までに 95.93%に増加した。最終的に、2015 年にはインドネシアの全ての裁判所が Direktori Putusan の判決公開に参加した³¹。

Direktori Putusan に裁判所の判決をこのように積極的かつ大量に提出することは、最高裁判所自身の積極的で断固とした強制措置と切

²⁷ AsianLII (www.asianlii.org) は、27 の国と地域から入手した法律情報を扱う非営利かつ無料アクセスのウェブサイトである。Asian LII は、シドニー工科大学の法学部とニューサウスウェールズ大学の共同施設であるオーストラレーシアン法律情報研究所（AustLII）が、アジア各国の提携研究所及び法律検索制度に所属する他の法律情報研究所と協力して開発している。

²⁸ Kepaniteraan Online, 2011 年 3 月 3 日, *Direktori Putusan MA Menjelma Menjadi Pusat Data Putusan Nasional* [ブログ投稿], <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/124-direktori-putusan-ma-menjelma-menjadi-pusat-data-putusan-nasional.html> から検索

²⁹ Kepaniteraan Online, 2015 年 10 月 16 日, *Alhamdulillah, Saat ini Direktori Putusan Telah Mongoleksi 1,5 Juta Putusan* [ブログ投稿], <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/1195-alhamdulillah-saat-ini-direktori-putusan-telah-mengoleksi-1-5-juta-putusan> から検索

³⁰ Kepaniteraan Online, 2016 年 1 月 4 日, *2015: 464,204 Putusan Terunggah di Direktori Putusan* [ブログ投稿], <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/1229-2015-464-204-putusan-terunggah-di-direktori-putusan> から検索

³¹ YOZ, 2015 年 12 月 30 日, *Ini Capaian Mahkamah Agung Sepanjang 2015* [ブログ投稿], <http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt5683bdbc95b57/ini-capaian-mahkamah-agung-sepanjang-2015> から検索

り離すことができない。最高裁判所は、各裁判所からの提出率を頻繁に確認した上で、各調査の結果を公開した³²。こうした断固としたオープンな実行方法の結果は、裁判所による判決公開への参加率を増加させる上で効果的であることが証明された。判決公開の著しい増加に伴い、Direktori Putusanの利用者数も増加している。AIPJ（オーストラリア・インドネシア司法パートナーシップ）の調査によると、2013年にDirektori Putusanへのアクセス数は388,847回、平均アクセス時間は7分41秒であった³³。アクセス者の社会背景は、法学部生、弁護士に加え、ジャーナリストなど、多岐にわたる³⁴。

Direktori Putusan の構造



画像 1

Direktori Putusan (<http://putusan.mahkamahagung.go.id>) の画面
(2016年2月10日時点)

上記は、<http://putusan.mahkamahagung.go.id> にアクセスしたときに表示される Direktori Putusan の画面である。

³² Nursobah, Asep, 2015年6月29日, *Publikasi Putusan 50 Pengadilan ini Belum Update* [ブログ投稿], <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/1083-publikasi-putusan-50-pengadilan-ini-belum-update> から検索

³³ Detik News, 2014年5月14日, *Peneliti AIPJ: Pengakses Putusan MA Meningkatkan dari Berbagai Kalangan* [ブログ投稿], <http://news.detik.com/berita/2582077/peneliti-aipj-pengakses-putusan-ma-meningkat-dari-berbagai-kalangan> から検索

³⁴ 同上



画像 2

アップロードされた判決についての統計の画面コピー

(2016年2月11日時点)

Direktori Putusan (2016年2月10日検索) 上で利用可能な統計によると、2016年1月までに Direktori Putusan にアップロードされた裁判所の判決の合計件数は、1,662,995件であった。

Depan
Direktori
Semua Direktori
Pajak (1492 putusan)
Perdata (24061 putusan)
Perdata Agama (2891 putusan)
Perdata Khusus (7164 putusan)
Pidana (13485 putusan)
Pidana Khusus (9736 putusan)
Pidana Militer (1249 putusan)
Sengketa Kewenangan Mengadili (1 putusan)
TUN (6754 putusan)
Tahun
Putus : 2015 (3315) 2014 (9657) 2013 (9477) 2012 (8091) 2011 (7865) 2010 (5701) 2009 (4343) 2008 (4574) 2007 (4053) 2006 (2368) Selengkapnya..
Register : 2015 (1575) 2014 (6857) 2013 (8350) 2012 (10372) 2011 (11820) 2010 (5835) 2009 (5344) 2008 (3667) 2007 (3173) 2006 (2356) Selengkapnya..
Upload : 2016 (29) 2015 (10770) 2014 (9344) 2013 (9242) 2012 (8373) 2011 (11873) 2010 (5747) 2009 (6411) 2008 (5246) 2007 (1122) Selengkapnya..

画像 3

法律分野を基にしたタブの画面コピー

(2016年1月15日時点)

ウェブページの左側には、全ての判決が法律分野（すなわち、民事、刑事、租税など）ごとに分類されているディレクトリーがある。それらのタブのうち 1 つをクリックすると、その特定の法律分野の全ての判決を検索することができる。年ごとに判決を検索することもできる。年には、事件の判決が下された年を意味する「Putus」、事件が裁判所に登録された年を意味する「Register」、そして判決が Direktori Putusan にアップロードされた年を意味する「Upload」の 3 種類がある。

Perdata		
- (9867)	Pembagian Harta(67)	Perbuatan Melawan Hukum(4019)
Perceraian(289)	Perjanjian(827)	Tanah(6427)
Wanprestasi(1377)	Waris(1505)	PHI(2)

画像 4

「民事」タブのコンテンツの画面コピー (2016 年 1 月 15 日時点)

例えば、「Perdata」（民事事件）のタブをクリックすると、上記のオプションが表示され、「Perceraian」（離婚）、「Wanprestasi」（契約の違反）、「Perbuatan Melawan Hukum」（違法行為）など、探している項目を選択することができる。



画像 5

単語検索ツールの画面コピー
(2016 年 1 月 15 日時点)

ウェブページの右側には単語検索カテゴリーを有する検索ツールがあり、関係するキーワードを入力することができる。検索ツールは、入力されたキーワードを含む判決を表示する。



画像 6

単語検索ツールによる「Arbitrase」の検索結果の画面コピー
(2016年1月15日時点)

例えば、「Arbitrase」と入力すると、検索ツールは、2,040件の検索結果を直ちに表示する。利用者はこれを選択して開くことができる。

Putusan

Putusan PT BANTEN Nomor 5/PDT/2015/PT Btn Tahun 2015
I R A W A D Y, ; PT. NICHIAS LEAKLESS TELISON GASKET MANUFACTURING
(PT.NCT), ; NIPPON LEAKLESS INDUSTRIES. CO. LTD (NLK) / NIPPON
LEAKLESS CORPORATION, ; NICHIAS CORPORATION, ;

Nomor	5/PDT/2015/PT Btn
Tingkat Proses	Banding
Jenis Perkara	Perdata Khusus
Klasifikasi	Perdata Khusus
Sub Klasifikasi	Arbitrase
Jenis Lembaga Peradilan	PT
Lembaga Peradilan	PT BANTEN
Para Pihak	I R A W A D Y, ; PT. NICHIAS LEAKLESS TELISON GASKET MANUFACTURING (PT.NCT), ; NIPPON LEAKLESS INDUSTRIES. CO. LTD (NLK) / NIPPON LEAKLESS CORPORATION, ; NICHIAS CORPORATION, ;
Tahun	2015
Tanggal Musyawarah	18-03-2015
Tanggal Dibacakan	18-03-2015
Amar	Menguatkan

画像 7

選択された判決をクリックしたときのウェブ表示の画面コピー
(2016年1月15日時点)

判決の1つをクリックすると、上の画像のページが表示される。これは、登録日、判決が言い渡された日、裁判官の合議体、判決の状況（判決が既に最終的かつ拘束力を有するか否か、判決に対するさらなる法的手段があるか否か）などの、事件の管理上の詳細を示す。

Putusan Terkait	
Banding	5/PDT/2015/PT Btn
Lainnya	46/Pdt.G/2013/PN.Tng

Download Putusan dalam format zip(terkompresi)

 [Klik untuk Download](#)

Daftar Dokumen Putusan	Ukuran
 5_PDT_2015_PT Btn.pdf	3378.47 KB

画像 8

ダウンロード可能な電子媒体による判決へのリンクを含むボックスの画面
コピー (2016年1月15日時点)

Zip 又は PDF フォーマットで判決全文をダウンロードすることもできる。リンクをクリックすると、文書が直ちにダウンロードされる。

Index Putusan
Direktori
Pengadilan
<u>Semua Pengadilan</u>
Mahkamah Agung
Peradilan Umum
Peradilan Agama
Peradilan Militer
Peradilan Tata Usaha Negara
Pengadilan Pajak
Tahun

画像 9

法律分野を基にした *Direktori Putusan* のタブの画面コピー
(2016 年 1 月 15 日時点)

判決を出した裁判所を基にして判決を検索することもできる。
「*Semua Pengadilan*」(全ての裁判所) タブをクリックすると、下の画像のページが表示される。

Pengadilan

Keyword Semua Pengadilan

Pengurutan Standar Ascending (A-Z) Cari

Nama Pengadilan	Pengadilan Tinggi	Propinsi	Jumlah Putusan / Publikasi
MAHKAMAH AGUNG			71,803 / 68,157
PA JEMBER	PTA SURABAYA		50,208 / 50,205
PA KAB MALANG	PTA SURABAYA		42,019 / 41,983
PA BANYUWANGI	PTA SURABAYA		31,283 / 31,277
PA SURABAYA	PTA SURABAYA		30,298 / 30,285
PA KABUPATEN KEDIRI	PTA SURABAYA		27,030 / 27,029
PA BLITAR	PTA SURABAYA		26,075 / 26,075
PA TULUNGAGUNG	PTA SURABAYA		22,427 / 22,427
PA LUMAJANG	PTA SURABAYA		19,225 / 19,189
PA BREBES	PTA SEMARANG		16,182 / 16,172
PA SITUBONDO	PTA SURABAYA		15,270 / 15,264
PA LAMONGAN	PTA SURABAYA		15,114 / 15,113
PA MOJOKERTO	PTA SURABAYA		14,724 / 14,723
PA PURBALINGGA	PTA SEMARANG		14,556 / 14,556
PA NGANJUK	PTA SURABAYA		14,289 / 14,287
PA BOJONEGORO	PTA SURABAYA		13,528 / 13,527

画像 10

「Semua Pengadilan」タブからの検索結果の画面コピー
(2016年1月15日時点)

ここで、地方裁判所の担当地域に入力し、縦の欄で裁判所の種類（通常裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所、行政裁判所のいずれであるか）を選択することができる。検索ツールは、選択した法律分野における関係する地方裁判所のリストを表示する。下の画像は、キーワード欄に「ジャカルタ」を入力し、カテゴリーで「Pengadilan Umum」（通常裁判所）を選択した場合の検索結果である。

Umum

Keyword	<input type="text" value="jakarta"/>	<input type="text" value="Pengadilan Umum"/>	
Pengurutan	<input type="text" value="Standar"/>	<input type="text" value="Ascending (A-Z)"/> <input type="button" value="Cari"/>	
Nama Pengadilan	Pengadilan Tinggi	Propinsi	Jumlah Putusan / Publikasi
PN JAKARTA BARAT	PT JAKARTA		2,049 / 1,592
PN JAKARTA PUSAT	PT JAKARTA		2,756 / 1,862
PN JAKARTA SELATAN	PT JAKARTA		3,865 / 2,924
PN JAKARTA TIMUR	PT JAKARTA		2,959 / 2,418
PN JAKARTA UTARA	PT JAKARTA		1,649 / 1,358
PT JAKARTA	BADAN PERADILAN UMUM		1,680 / 1,525

Sebelumnya **1** Berikutnya Total 6 pengadilan

画像 11

キーワードの「ジャカルタ」と「Pengadilan Umum」カテゴリーによる検索結果の画面コピー
(2016年2月29日)

d. 最高裁判所による判決についての定期刊行物及び出版物

ウェブサイトによる公開とは別に、最高裁判所は、書籍及び刊行物による最高裁判所の判決に関する多数の定例の出版物を有する。

1992年以降、最高裁判所及び複数の出版社は、最高裁判所の判決の編纂を開始し出版した。最も有名な出版社の1つは、Tata Nusa³⁵である。Tata Nusa出版社は、様々な法律分野で随時判決の編纂を行っている。

裁判所の判決の編纂を行うという慣行は、実は、新しく生じた慣行ではない。植民地時代でさえ、裁判所は判例に類似する *Tijdschrift van het recht voor Nederlandsch Indie* と呼ばれる手引書も使用していた。

ごく初めの時期から、裁判所の判決の編纂は、法学者やその他インドネシアにおける法律の編纂及び施行に関心のある者によって独自に行われてきた。裁判所の判決の編纂の歴史における画期的な動き

³⁵ Muhammad Yasin, 2011年8月31日, *Menjaga Tradisi Menghimpun Putusan* [ブログ投稿], <http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt4e5dd9c3e2bf4/menjaga-tradisi-menghimpun-putusan-pengadilan> から検索

は、「*Majalah Hukum*」の出版であった³⁶。この刊行物は、1953年に創刊され、多数の有名なインドネシア人法学者によって運営された。これには、有名な法学者のプロフィール、法律見解のほか、法律関係の出来事が近く行われる予定の重要な日も掲載された。この刊行物は、その発展の過程で名称を「*Hukum dan Masyarakat*」³⁷に変え、「*Persatuan Sarjana Hukum Indonesia*」³⁸と呼ばれる組織によって出版されることになり、判決及び法律見解が掲載された。

同種の出版は他にも、「*Varia Peradilan*」と呼ばれる刊行物を通して、IKAHI (*Ikatan Hakim Indonesia*)³⁹によって行われた。この出版は1960年に開始されたが、判決は掲載していなかった。1990年以降、*Varia Peradilan*は最高裁判所が直接引き継いだことで、最終的には裁判所の判決を掲載することになった。*Varia Peradilan*は今日まで継続しており、現在は月刊誌である。その中でおよそ150ページにわたり、*Varia Peradilan*は、様々な有名な法学者によって執筆された5つ前後の記事、最高裁判所の活動に関する記事、写真、死亡記事、及び選定された判決を掲載している。

公衆は、最高裁判所の図書館に登録することにより、*Varia Peradilan*を購読することができる。購読費用は、年450,000インドネシア・ルピア（送料を除く）である。

*Varia Peradilan*とは別に、最高裁判所は、「*Yurisprudensi Mahkamah Agung*」⁴⁰と題する年次出版物も作成している。しかし、一般市民がこの出版物を入手することはできない。この出版物は、インドネシア全域の裁判所に配布されるものであり、商業販売用には入手することができない。ただし、この出版物は、非公式に入手できるようである。我々は、最高裁判所の図書館を訪問し、2013年に最高裁判所が発行した「*Yurisprudensi Putusan Penting (画期的判決) Tahun 2012 dan Tahun 2013*」⁴¹を検討することができた。この書籍は、8件の判決

³⁶ 文字どおり訳すと「法律刊行物」

³⁷ 文字どおり訳すと「法と社会」

³⁸ 文字どおり訳すと「インドネシア法学士協会」

³⁹ 文字どおり訳すと「インドネシア裁判官協会」

⁴⁰ 文字どおり訳すと「最高裁判所の判例」

⁴¹ 翻訳：2012年及び2013年の判例，画期的判決

(民事事件 3 件, 刑事事件 1 件, 特別刑事事件 1 件, 宗教事件 1 件, 行政事件 1 件, そして軍事事件 1 件) から構成されていた。我々は、「*Yurisprudensi Mahkamah Agung Tahun 2014*」⁴²と題する書籍も検討することができた。この書籍には、最高裁判所が選定した 12 件の判決が掲載されていた。

最高裁判所や、裁判所の判決の編纂及び出版を行った特定の組織に加え、複数の個人の法学者及び弁護士も裁判所の判決を編纂し、発行したことは注目に値する。1967 年に検察官 L. Suryadarmawan は、2 冊の最高裁判所による判決の編纂及び出版を行った。Soedargo Gautama 氏や Kuneng Mulyadi など、他の数名の弁護士も、この種の出版に携わった。Soedargo Gautama 氏は、1997 年に「*Himpunan Jurisprudensi Indonesia yang Penting untuk Praktek Sehari-hari (画期的判決) Berikut Komentar*」⁴³と題する書籍を出版したが、これには、同氏の非常に貴重な法解釈が多数掲載されていた。Kuneng Mulyadi も、1980 年に「*Himpunan Yurisprudensi Hukum Waris*」⁴⁴と題する書籍を出版した。

5. 判例

a. 判例の定義

「jurisprudence (判例)」という用語は、常に同じことを意味するものではなく、定義は法制度によって異なる。語源学上、この語は、「法律の知識」を意味するラテン語の *jurisprudentia* に由来する。インドネシアでは、「jurisprudence」という用語は、オランダ語の *jurisprudentie* 及びフランス語の *jurisprudence* と同じ意味を有する。これは、「永久的な判決」又は「裁判所の法律」を意味する⁴⁵。

Black's Law Dictionary (第 7 版) によると、「jurisprudence」には次のいくつかの意味がある。すなわち、(1) もともとは (18 世紀) , 自然

⁴² 文字どおり訳すと「2014 年の最高裁判所の判例」

⁴³ 文字どおり訳すと「日常の実務にとって重要なインドネシアの判例の編纂物及びその注釈」

⁴⁴ 文字どおり訳すと「相続法に関する判例の編纂物」

⁴⁵ Purnadi Purbacaraka 及び Soerjono Soekanto, 1989, *Perundang-undangan dan Yurisprudensi*, バンドン : PT Citra Aditya Bakti, p. 47

法，民法及び国際法の原則の研究，(2) より近代においては，特定の法制度の一般的又は基本的要素の研究，(3) 全般的な法制度の研究，(4) 集合的にとらえた裁判の先例，(5) ドイツの文献では，法典又は法律の部分，及び(6) 判例法である⁴⁶。

「jurisprudence」のインドネシア語の意味に相当する用語は，英語では「case law（判例法）」又は「judge-made law（裁判官が作った法）」である⁴⁷。ドイツ語では，*jurisprudenz* とは，狭義の法理論を意味する。*Ueberlieferung* は，インドネシア語の *jurisprudence* に相当するドイツ語である⁴⁸。「jurisprudence」という語は，以下，インドネシアにおける「jurisprudence」の意味である「永久的な判決」又は「裁判所の法律」を指すものとして使用する。

b. 法源としての判例

一般に，判例は法源として認識されている。しかし，認識の程度は法制度によって異なる。これはまた，法制度における裁判官の役割によって異なる。この役割は，以下の学派に分けることができる⁴⁹。

i. 法律尊重主義 (Legism)

この学派では，成文法が主要な法源である。裁判官は成文法に拘束され，裁判官の任務は法律を執行することである。判例自体は，二次的な法源に過ぎない。

ii. Freie Rechtsbewegung

この学派は法律尊重主義とは逆に，判例が主要な法源であって，成文法は二次的である。それゆえ，裁判官の役割は，法をつくりだすことである。法律尊重主義は，社会の発展についていくことができないと考えられ，そのためこの学派が取り入れられた。

iii. Rechtsvinding

この学派は法律尊重主義と *Freie Rechtsbewegung* の組合せであり，裁判官は成文法に拘束されるが，法律を解釈する余地

⁴⁶ ブライアン・A・ガーナー，1999，*Black's Law Dictionary*（第7版），ミネソタ：ウエスト・グループ

⁴⁷ 上記注 45

⁴⁸ 同上，p. 48

⁴⁹ 同上，p. 49

も残されている。裁判官の任務は、成文法を社会の発展に合わせて調和させることである。

法源として、判例は次の機能も果たす⁵⁰。

- i. 類似の事件における類似の判決は、とりわけ法律不在状態の場合に、類似の法的基準を生じさせる。
- ii. 類似の法的基準は、国民の間に法的安定性を生み出す。
- iii. 法的安定性はさらに、裁判官による予測可能かつ透明性ある判決を生み出す。
- iv. 類似の事件について判決のばらつきが避けられる。

c. 判例の原理

判例の法的効果は、次の 2 つのうちどちらの原理を国家が実践するかによる⁵¹。

i. 先例拘束性の原理

この原理は、英国や米国のようなアングロサクソン国家でとられている。この原理のもとでは、裁判官は、過去の判決又は上級裁判所から出された判決から逸脱することができない。この原理は、次の 4 つの要素に基づく。

- a) 後の類似の事件に対して同じルールを適用すれば、その結果、裁判所に出頭する全ての人が平等に扱われることになる。
- b) 先例に一貫して従うことで、将来の紛争における予測可能性の一助となる。
- c) 新たな事件を解決する際に、確立した基準を使用することで、時間と労力が省かれる。
- d) 従前の判決に従うことは、前の世代の裁判官の知恵及び経験に対する相応の敬意を示すことになる。

⁵⁰ Paulus Effendie Lotulung, 2000, *Peranan Yurisprudensi Sebagai Sumber Hukum*, ジャカルタ : BPHN Departemen Kehakiman dan HAM, p. 17

⁵¹ 上記注 48, p. 55

先例拘束性の原理には、次の2つの例外がある。

- a) 過去の判決を現在の事件に適用することが、不合理及び不都合とみなされる場合
- b) 裁判官の他の何らかの言及が、その判決に必要なではなかった場合

ii. 自由の原理

この原理では先例拘束性の原理とは逆に、裁判官は過去又は上級の判決に拘束されない。この原理は、オランダ、フランス、日本などの大陸法国家で採用されている。しかし実際、この原理は厳格には適用されておらず、以下の理由でそれは望ましい。

- a) 法的安定性の原理に一致しない判決間の矛盾を避けるため
- b) 不必要な費用の浪費を防ぐため
- c) 上級裁判所の裁判官による批判を防ぐため

d. 英米法制度（コモンロー）における判例

英米法制度のもとでは、以下の多数の適用される法規範があると理解されている⁵²。

- i. 法は、絶えず発展する文化的制度である。
- ii. 法は、人類文化の産物である。
- iii. 成文法は法の一部に過ぎないため、法を成文化する必要はない。
- iv. 裁判所の判決は、法の本質である。
- v. 裁判官は、法をつくり出す正当性を有する。
- vi. 判例と法律との間に矛盾が生じた場合、判例が優先する。

e. 大陸法制度（シビルロー）における判例

英米法制度の法規範とは逆に、大陸法制度において適用される法規範は、以下のとおりである⁵³。

- i. 法律は、保守的かつ閉鎖的である。
- ii. 裁判官の任務は、法律を適用することのみである。

⁵² Ahmad Kamil 及び M. Fauzan, 2004, *Kaidah-kaidah Hukum dan Yurisprudensi*, ジャカルタ : Kencana, p. 17

⁵³ 同上

- iii. 裁判官の役割は、法律の代弁者としての役割に過ぎない。
- iv. 判例と法律の間に矛盾が生じた場合、法律が優先する。

とはいえ、日本では、裁判官は法をつくりだすことにかかなり積極的である⁵⁴。裁判所の判決は、重要な法源の 1 つとして尊重され、遵守される⁵⁵。日本の裁判所は、裁判所からの報告書を通して判決を公開し、当該公開を通して公衆は、出された判決の分析に積極的に参加することができ、そのことによって新たな法がつくりだされる可能性がある。日本の法律は、依然として主に成文法に基づいているが、成文法の記述は概括的なものと考えられるため、裁判官は、判決を通してそのギャップを埋めなければならない。

しかし、日本の法律には、裁判所の判決に関して判例についての考え方を定める特定の規定や明確な規定は存在しない。現在の一般的見解は、裁判所の判決は、補助的な形での法源であるというものである。実際、日本の下級裁判所は通常、自らの判決が覆されるリスクを避けるために、最高裁判所の判例に従う。

f. インドネシアにおける判例

i. 定義

インドネシアは、オランダ植民地時代からの法制度を受け継いでおり、大陸法制度に属する。インドネシアは、*rechtsvinding* 学派と同様に、判例を法源として認めている⁵⁶。*Algemeene Bepalingen van Wetgeving voor Indonesia*（以下「**AB**」）の第 20 条によると、「裁判官は、法律に基づいて判決を下さなければならない」が、同法の第 22 条はさらに、「裁判官は、法律が明確又は完全ではないという理由で事件を拒絶することができない」と規定している。**AB** 自体は、それがインドネシアのオランダ植民地時代の法的産物であったとしても、「既存の全ての国家機関及び規則は、本憲法に基づいて新たに

⁵⁴ 小田博, 2009, *Japanese Law*, オックスフォード: オックスフォード大学出版社, p. 7

⁵⁵ 同上, p. 42

⁵⁶ R. Soeroro, 2005, *Pengantar Ilmu Hukum*, ジャカルタ: Sinar Grafika, p. 92

法律が制定されない限り，引き続き有効とする」と規定する憲法の経過規定の第 II 条に基づき，依然として適用される。

国家法整備委員会による 1992 年の調査以外に，インドネシアにおける判例に関する最近の調査は行われていない。当該調査から，裁判官と弁護士の間で，判例の定義について依然として異なる意見が存在することが明らかになった。

インドネシアにおいて「jurisprudence（判例）」の明確な定義はないにもかかわらず，元最高裁判所長官の Subekti 博士は，判例を「法的拘束力がある判決であって，上告審理手続において最高裁判所によって確認されたもの，又は最高裁判所による法的拘束力がある判決」と定義している。この定義は，下級裁判所の判決を排斥するものであるとの批判を生じさせている。Subekti 博士の定義によると，判例は，公の裁判所及び高等裁判所から出された法的拘束力を有する判決が潜在的に著しい法的影響力を有した可能性があるにもかかわらず，これを排斥する，上告審理レベルでのみつくりだすことができるものである⁵⁷。

ii. 判例の基準

判決を判例として宣言する最高裁判所の役割に関して言えば，裁判所の判決を判例（より一般的には「永久的判例」として知られる）として認めるためには，多くの基準を満たさなければならない。国家法整備委員会の 1995 年の調査によると，H.M. Fauzan は，永久的判例を次のとおり定義している。「明確な規則が存在しない事件について，法的拘束力を有する下級裁判所及び上訴裁判所又は最高裁判所の判決であって，正義及び真実を含み，後の裁判官が類似事件を審査する際に長期間繰り返しこれに従い，永久的判例として推奨され最高裁判所の予算で製本・印刷され，将来類似事件の判決を下す際に全ての裁判官の指針となることを目的としてインドネシアの全ての裁判所に配布されるもの」⁵⁸。

⁵⁷ 上記注 55, p. 19

⁵⁸ 上記注 55, p. 20～21

上記の定義に基づくと、判例は、以下の過程を経なければならぬ⁵⁹。

- a) 法的拘束力を有する判決が存在する。
- b) その判決は、明確な法のない事件に対して下されたものである。
- c) その判決は、真実及び正義を含む。
- d) 類似の事件において裁判官が繰り返しその判決に従っている。
- e) その判決は、最高裁判所の審査を経ている。
- f) その判決は、永久的判例と認められる判決として推奨されている。

2016年2月2日に行った本件裁判官との非公式面談によれば、判例に関しては、各裁判官の間に異なる見解があるように思われる。本件裁判官の意見では、「判例」という用語自体に関して誤解があり、多くは判決の編纂物を意味すると考えられているようである。さらに、本件裁判官自身、判決には次の3種類があると考えている。すなわち、1) 画期的判決（重要な法的要素を伴う判決）、2) 判例（通常の判決又は既に言い渡された判決を意味する）、及び3) 確定的判例（上記基準に基づいて最高裁判所によって選定された判決を意味する）である。

iii. 裁判官の役割

R. Soeroso によると、インドネシアの裁判官は、紛争の処理において、以下の措置を講じる⁶⁰。

- a) 紛争を歪めることなく評価する。
- b) 法律を分析する。
 - 1) 法律に紛争についての規定があれば、紛争は、当該法律に従って解決されるものとする。
 - 2) 法律が明確ではない場合には、裁判官が法律の文言解釈を行う。
 - 3) 法律がない場合、裁判官が目的論的法解釈及び分析を実施する。

⁵⁹ 上記注 55, p. 21

⁶⁰ 上記注 59, p. 93

- c) 裁判官は、判例並びに宗教法、アダット法、及び社会に適用されるその他の法の規定も検討する。

過去において、最高裁判所は、判例に絶えず注意を払いこれを参考にするよう下級裁判所の裁判官に奨励する 1972 年 5 月 19 日付の 1972 年最高裁判所通達第 2 号を出したが、この通達は、インドネシアの全ての裁判官に広く配布されたわけではなかった⁶¹。本件裁判官は、現在、最高裁判所が判例に関する一連の規則を作成していることを確認したが、現時点では、これらの新たな規則が実際はどのようなものになるかについての詳細は明らかになっていない。

Paulus Effendie Lotulung, S.H.博士・教授によると、下級裁判所の裁判官は、以下の理由で、類似の事件について序列的に上位にある過去の判決を参考にする傾向があると言う⁶²。

- a) 過去の判決と同じ意見であるため
- b) 異なる判決を下せば、当該判決は、上級裁判所によって覆される可能性があるため
- c) 類似の事件についての法的統一性及び安定性を目指しているため

iv. 判例の実例

判例に関してインドネシアの裁判官が有する曖昧な見解にかかわらず、最高裁判所によって確定的な判例として認められ、今日でも類似の事件を審理する際に依然として検討されている裁判所の判決が存在している。そのいくつかを次に挙げる。

- a) 最高裁判所の判決第 1072K/Sip/1982 号では、被告が複数の場合、紛争対象物を明確に所有している単一の被告を相手として訴訟をすれば足りるとする。
- b) 最高裁判所の判決第 1875K/Pdt/1984 号では、債務不履行と不法行為について、別個の訴訟として提起しなければならないとする。

⁶¹ Badan Pembinaan Hukum Nasional, *Laporan Penelitian tentang Peningkatan Yurisprudensi sebagai Sumber Hukum*, ジャカルタ : BPHN Departemen Kehakiman dan HAM, 1992, 印刷物, p. 24

⁶² 上記注 53, p. 11

- c) 最高裁判所の判決第 5096K/Pdt/1998 号では、逸失利益に対する補償は、地方裁判所に訴訟が提起された日から同債務が支払われるまで年 10%とする。
- d) 最高裁判所の判決第 1354K/Pdt/2000 号では、夫婦が 4 年間別居していれば、当該別居は離婚原因になりうるとする。

裁判官は、自らがその判決において判例を検討する場合、通常、裁判所の判決において参考にした判例を詳述する。最高裁判所ウェブサイトにおいて「*yurisprudensi*」のキーワードで検索すると、本報告書の日付時点で 53,300 件が表示される。これらの事件の詳細な考察は本調査の範囲外であるが、この事実は、裁判所の判決を作成する際に判例が検討されることを示している。例えば、2007 年 2 月 20 日付最高裁判所の判決第 358 K/Pdt/2001 号は、審理されたアダット（慣習法）に係る事件について 1972 年 12 月 19 日付最高裁判所の判決第 916 K/Sip/1973 号を参考にした。判例は、アダット法において、アダット法に基づく土地の所有権は期間が満了したとしても消滅しないと規定している。

インドネシアでは一般に、以下によって判例を法源として受け入れている⁶³。

- a) 判例が法令（法規範）として規定される場合
- b) 暗黙の容認。これは、裁判官、弁護士及び立法者の実践から見てとれる。

しかし、裁判官は、実務として通常、確定した判例に従う傾向にあるものの、裁判官は依然として、判例に従うことを義務付けられていないことが、本件裁判官との面談において確認された。

⁶³ 注 64, p. 17

6. 現行の公開制度の評価

a. 裁判所の判決公開の目的

裁判所の判決公開は、究極的には法の支配の確立に貢献するものであり、より直接的には以下の目的に貢献する。

i. 裁判所の透明性及び説明責任

裁判所は、社会における法的な争いを最終的に解決する政府機関であり、裁判所は、透明性及び説明責任を維持しなければならない。訴訟手続は、訴訟中の透明性及び説明責任を徹底するために公衆に向けてオープンでなければならず、一方、裁判所の判決は、訴訟手続の結果の透明性及び説明責任を徹底するために公開されなければならない。

ii. 判例の蓄積

インドネシアの司法制度は大陸法制度に属するが、言うまでもなく、大陸法制度を採用している国々（例えばドイツ、フランス、日本など）においても判例は重要な役割を果たしている。裁判所の判決公開は、判例を蓄積するための前提条件の1つである。

iii. 公衆（研究者及び弁護士を含む）による裁判所の判決の分析

公衆（研究者及び弁護士を含む）による裁判所の判決の分析は、裁判所による公正な判決を確実にし、裁判所の判決の質を向上させるために不可欠である。その上、裁判所の判決が判例になるには、研究者及び弁護士による分析や批判を経なければならない。裁判所の判決は、公衆によるそのような分析のために公開されるべきである。さらに、当該分析は、法律の様々な問題を特定し、それらの学術研究を深めることになる。

iv. 裁判所における汚職の防止

透明性及び説明責任のための裁判所の判決公開は、インドネシアの裁判所における汚職を抑制することが期待される。公開された裁判所の判決に疑問があれば公衆がこれを批判できることは明らかである。

現行の裁判所の判決公開制度は、1つ目の目的（裁判所の透明性及び説明責任）に関しては、最高裁判所及び下級裁判所による多数の判決が既に公開されており、こうした公開が継続しているという点で成功を収めたと言える。しかし、2つ目の目的（判例の蓄積）、3つ目の目的（研究者及び弁護士を含む公衆による裁判所の判決の分析）及び4つ目の目的（裁判所における汚職の防止）に関しては、依然として現行の公開制度を改善する大きな余地がある。

b. 改善点

裁判所の判決の現行の公開制度を評価した結果、我々は、近い将来、公開制度の改善に向けて以下の点を是正できると考える。

(1) 印刷された出版物

- 判決の印刷された出版物は、依然として分散しており、公衆による入手は制限されている。この点で、公衆が入手できる唯一の印刷物による公式な判決は *Varia Peradilan* であるが、*Varia Peradilan* 自体は、裁判所の判決の出版にあまり重点を置いていない。判決の出版自体は、これに関心を有する特定の民間人又は出版社によっても緩やかに行われている。こうした民間の出版制度は、社会が出版物に積極的に関与できるようになるため、推奨される。しかし、この民間制度の欠点は、出版物への信頼度が欠如していることである。判決の公式出版物（とりわけ画期的判決や重要な判決に関するもの）の統一化又は集中化は、公衆による批判を受けることで、どの判決及び解釈が最高裁判所によって認められるかを読者及び利用者が直接知ることができるようにするために、実際に必要である。
- いくつかの出版物の入手は、裁判所及び／又は司法機関に限定することが意図されていること、また、弁護士がそれらを非公式に入手可能であることも判明した。そのような慣行は、裁判所の判決及び最高裁判所によって重要とみなされる判決に関して、信頼できる文献を参照することに対する社会の需要が高まっていることにより生じていると考えられる。それゆえ、公衆が入手しにく

い状況を回避するために、最高裁判所は、自らが運営する公式販売所で、又は有料もしくは登録制の購読によって、当該出版物を販売することが可能である。しかしそのような出版物は、実際分厚くて重く、物理的に配布するには非効率的な場合がある。よって、最高裁判所は、当該出版物を電子的形態で利用可能にすることも検討する余地がある。

- 出版物の秩序を維持するため、判決に関する情報の信頼性を確保するため、及び判決が最高裁判所によって強調されるようにするために、統一された定期的な印刷物によって判決を出版し、上述のような入手制限されている判決の出版物の非公式な配布を停止することは、急を要すると思われる。そのような非公式の配布が行われている状況を見れば、公式出版物には高い需要があると考えられる。
- 健全かつ建設的な司法改革のためには、公衆、とりわけ同業の法学者及び弁護士との関与を軽視してはならない。インドネシアが、下された判決に対する見解及び更なる科学的検討を受け入れるために、公式出版物が必要であると考えられる。これは、特定の法的問題に関する議論及び解釈の質を高めるのみならず、法学生及び法学者にとって優れた教材となる。

(2) 最高裁判所ウェブサイト (<http://putusan.mahkamahagung.go.id>)

- 司法機関と民間団体とのパートナーシップの欠如

既に論じたように、裁判所の判決の出版に関心を持ち、これに携わっている多数の民間の出版会社があり、その会社が判決を編纂するために複数の法学者と自主的に協力していることは注目に値する。最高裁判所は、これらの出版社を取り込み、判決の出版を取り扱うために正式なパートナーシップを結ぶことを検討することが可能である。最高裁判所はまた、電子文書化システムの処理及び管理を担当できる民間の IT 企業の起用を検討することも可能である。

- より使いやすいユーザー・インターフェース及び実際の使用

- a) ウェブサイトのユーザー・インターフェース及び実際の使用における大きな問題の1つは、検索ツールの問題である。現在は、使用した全てのキーワードを含む、非常に一般的な結果を提示する検索ツールが1つ存在するだけである。これはとりわけ、利用者が特定の事件を検索したい場合には効率が悪い。

検索ツールは、利用者が必要に応じて広範にかつ具体的に検索を行うことができるように、統合された検索カテゴリーを追加することで、より高度なものにすることができる。より高度な検索ツールを備えることで、*Direktori Putusan* は、より複雑な検索機能を提供することができるようになる。

- b) ディレクトリーが、利用者による事件の検索を支援可能な包括的な分類方法を備えていない。そのような包括的な分類方法は、事件を理解するという観点からも、有益となりうる。判決に使用されるカテゴリー及びタグがより具体的になれば、利用者がその判決に類似する事件その他を探す際に一層役立つであろう。インドネシアの司法制度についての課題の1つは、いくつかの基本的な制定法（例えば民法、刑法、民事訴訟法など）の原文が依然としてオランダ語であり、裁判官や弁護士がそれらの制定法の非公式翻訳を使用しているということである。したがって、それらの制定法に関してインドネシア語による公式用語はなく、関係する公式な法律用語を使用して特定の主要な法律問題を含む裁判所の判決を検索することは困難である。
- c) 特定の裁判所の集積された判決へのリンクもまた、利用者が特定の裁判所で下された特定の問題に関する判決を検索できるように、独自の検索ツールを必要としている。
- d) 事件によっては、利用者がデジタル化された文書の完全版をダウンロードできないことがある。事件によっては、デジタル化された判決を全く入手できないこともある。判決のスキャンの質が悪く、判決が実質的に読めない事件もある。これらの問題は、おそらくこの公開システムがまだ立

ち上げ段階にあるために見られるものであり、近い将来、問題が減少することが期待される。

- e) ウェブサイトは全てインドネシア語で書かれているため、全ての判決を英語に翻訳するには多大な時間と費用を要するが、外国人が容易にウェブサイトにアクセスできるように、英語版のウェブサイトを設置することも非常に有益である。
- f) ウェブサイトは、裁判所又は少なくとも最高裁判所によって判決を下された画期的な事件のリストを表示すべきである。公開を促進する目的で、事件を要約し、法律の解釈と事件への適用の比較を記載した、裁判所の定期報告書を作成することも有益であろう。

- 法的理論構成を欠く判決自体の質

Direktori Putusan に関して、公開率及び利用者数は著しく増加しているが、そのような進展に伴い、必ずしも判決の質が向上しているわけではなく、判決の中には、法学者及び弁護士が期待する内容からはまだ程遠いものもある。

公開された判決において、読者、とりわけ法的バックグラウンドを有する者は、判決だけではなく、判決の背後にある理論構成も期待する。言うまでもなく、判決の背後にある理論構成は、紛争当事者に理解してもらうのみならず、当該情報を教育目的で必要とする紛争当事者以外の者に対して、明確に規定されていない法律問題に関する実際的な解釈への洞察を与えることに加え、法的安定性及び予測可能性を維持するために重要である。

弁護士にとっては、適切に公開された完全な判決を容易かつ効率的に入手できることは、非常に重要である。公開された判決から得られる理論構成を用いて、議論に付加価値を与え、訴訟における戦略を評価し、将来の事件の結果について予測の精度を高め、法律の解釈に関する法律上の見解をつくりだすことができる。これらの事項は、インドネシアの弁護士及び訴訟担当弁護士が特に訴訟業務に関して顧客に助言を与えることを支援するために、とりわけ重要である。

インドネシアは大陸法国家であるため、裁判所の判決を適用し、分析することは、インドネシアの法的伝統ではないといえるかもしれない。しかし、ライデン法科大学院の学部長であるリック・ローソン教授は、面談において、オランダでは裁判官がつくりだした法が、相当の一定の法律問題（例えば、実務において、立法者によって定められた当初の規定の実施を補完するために時には解釈が必要となる不法行為（*onrechtmatigedaad*）の問題）についてルール又は解釈を創設することさえできることを理由として、英米法と大陸法の制度間のギャップは小さくなってきていると述べた⁶⁴。その面談で、ローソン教授は、インドネシアの裁判所の判決が現在どの程度広く公開されており、インターネットを通じて公衆が容易にアクセスできるかについてコメントを述べた。教授は、この水準での公開は、事件を科学的に分析し注釈をつけることで裁判所から出された判決を分析及び批評するよう、インドネシアの法学者及び弁護士に、より積極的な参加を奨励することになるはずであると述べた⁶⁵。公開制度と判決自体の相伴った向上により、インドネシアにおいてより優れた、より健全な司法制度が創設されることが期待される。判例に係る論題については、本報告書の上記セクションにおいて分析されている。

最後に、優れた公開制度であっても、読んで参考にできるような質の高い判決がない場合、それらの判決が法的重要性を持たずに公開されるに過ぎないため、インドネシアの司法制度に貢献することにはならない。したがって、言うまでもなく、全ての判決には、熟考された完全な理論構成がなければならず、判決の質を改善する必要がある。

(3) 判例の蓄積

本報告書で上述したように、判例に関する見解は、インドネシアの裁判官、研究者及び弁護士の間で必ずしも統一されていない。さらに、「*jurisprudence*（判例）」という用語は様々な意味で使用

⁶⁴ ALI, 2014年6月19日, *Prof. Dr. Jan. Michiel Otto: Ahli Hukum Indonesia Harus Sering Kaji Putusan* [ブログ投稿], <http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt53a2eb91bd3ce/prof-dr-jan-michiel-otto-brahli-hukum-indonesia-harus-sering-kaji-putusan> から検索

⁶⁵ 同上

され、「確定的な判決」や「画期的事例」などの他の類似した用語もある。日本では、実際に将来の事件に強い拘束力を有する裁判所の判決は、「判例」と呼ばれる。、実際に将来発生する事件に強い拘束力を有する裁判所の判決の概念は、日本や他の国々とともに大陸法制度に属するインドネシアにおいて、さらに議論され、明確にする必要があると、我々は考える。

インドネシアは、およそ 50 名の最高裁判所裁判官を擁し、最高裁判所は、毎年その何千という判決を公開している（2015 年に 3,413 件、2014 年に 9,694 件、2013 年に 9,478 件、2012 年に 8,091 件の判決）。最高裁判所による判決の質は様々であると言われており、公開された何千もの判決のうちどの判決が、将来の事件において実際に裁判官が従うべき判例として扱われるべきかを確認することは非常に困難である。

最高裁判所は、裁判所の判決に一貫性をもたせるように努めている。我々の非公式面談において、本件裁判官は、最高裁判所が、制定法に規定されていない特定の法的問題に関するルールを定める画期的判決を選定する選定チームを構成したと述べた。最高裁判所は、将来の事件において裁判官が従うべきそのような画期的判決に関する最高裁判所通達（*Surat Edaran Mahkamah Agung / SEMA*）を出す予定である。さらに、最高裁判所は、裁判部制度を導入し、裁判部は、裁判所の判決の一貫性を向上させるために、裁判部で作成された判決について議論する。

我々は、将来の事件において裁判官が従う選定された判決を、裁判官が利用できるようにするだけでなく、判例又は画期的事例として公衆に公開する必要があると考える。そのような判決が判例又は画期的事例として公開されれば、研究者及び弁護士は、それらを分析及び批評し、並びに／又は当該判決を将来の事件において法律を解釈する指針として使用することができる。裁判所の判決公開制度は、判例又は画期的事例の選定と調整、統合されるべきである。

c. 外国の裁判官，研究者及び弁護士との協力

i. 判例の概念についての学術的議論

裁判所の判決の全面的公開は，インドネシアでは数年前に開始されたが，大陸法制度を採用している他の国々においてはかなり以前から判例が蓄積され，裁判官がこれに従ってきた。外国の裁判官，研究者及び弁護士との議論や共同研究は，インドネシアにおける判例の発展のために有益となりうる。

ii. 判例の選定

他の諸外国では，長期間にわたって蓄積されてきた数多くの判例がある。大陸法司法制度を採用している国の民法，刑法及びその他の基本法の内容は国によって異なるが，それらのいくつかは，共通の概念，規定及び構造を共有している。我々は，外国の判例とインドネシアにおける判例の比較研究は，インドネシアにおける判例の急速な発展に貢献すると考える。

iii. 裁判所の判決公開制度

上記セクションで記述したように，現行の最高裁判所のウェブサイト上での公開システムは，あまり使い勝手がよくない。公開の担当登録官は，他の外国諸国で使用されている公開システムから有益な情報を得ることが可能である。この目的で，外国政府からの技術支援も有益となりうる。

表，図及び画像の一覧

図

1. 裁判所の事件管理の近代化の方向性の図
2. 裁判所の情報開示に責任を負う裁判所の機関の構成の図

表

1. 2007年から2016年にアップロードされた判決の件数の表（2016年2月11日時点）
2. 法律分野ごとのアップロードされた判決の件数の表（2016年2月11日時点）
3. アップロードされた判決の最新統計の表（2016年2月11日時点）

画像

1. Direktori Putusan (<http://putusan.mahkamahagung.go.id>) の画面（2016年2月10日時点）
2. アップロードされた判決についての統計の画面コピー（2016年2月11日時点）
3. 法律分野を基にしたタブの画面コピー（2016年1月15日時点）
4. 「民事」タブのコンテンツの画面コピー（2016年1月15日時点）
5. 単語検索ツールの画面コピー（2016年1月15日時点）
6. 単語検索ツールによる「Arbitrase」の検索結果の画面コピー（2016年1月15日時点）
7. 選択された判決をクリックしたときのウェブ表示の画面コピー（2016年1月15日時点）
8. ダウンロード可能な電子媒体による判決へのリンクを含むボックスの画面コピー（2016年1月15日時点）
9. 法律分野を基にした Direktori Putusan のタブの画面コピー（2016年1月15日時点）
10. 「Semua Pengadilan」タブからの検索結果の画面コピー（2016年1月15日時点）
11. キーワードの「ジャカルタ」と「Pengadilan Umum」カテゴリーによる検索結果の画面コピー（2016年2月29日時点）

参考文献

1. 文献

BPHN Departemen Kehakiman dan HAM, 1992, *Laporan Penelitian tentang Peningkatan Yurisprudensi Sebagai Sumber Hukum*, BPHN Departemen Kehakiman dan HAM, ジャカルタ

ブライアン・A・ガーナー, 1999, *Black's Law Dictionary (第7版)*, ウエスト・グループ, ミネソタ

Kamil, Ahmad dan M. Fauzan, 2004, *Kaidah-kaidah Hukum dan Yurisprudensi*, Kencana, ジャカルタ

Lotulung, Paulus Effendi, 1995, *Yurisprudensi dalam Perspektif Pembangunan Hukum Administrasi Negara*, Mahkamah Agung RI, ジャカルタ

Mahkamah Agung RI, 2003, *Cetak Biru Pembaruan Mahkamah Agung RI*, Mahkamah Agung RI, ジャカルタ

Mahkamah Agung RI, 2010, *Cetak Biru Pembaruan Mahkamah Agung RI 2010 - 2035*, Mahkamah Agung RI, ジャカルタ

小田博, 2009, *Japanese Law*, オックスフォード大学出版局, オックスフォード

Purbacaraka, Purnadi 及び Soekanto, Soerjono, 1989, *Perundang-undangan dan Yurisprudensi*, PT Citra Aditya Bakti, バンドン

Soeroso, R., 2005, *Pengantar Ilmu Hukum*, Sinar Grafika, ジャカルタ

2. 法令

a. 法律

- i. 司法権の基本原則に関する 1970 年法律第 14 号, 1970 年官報第 74 号
- ii. 最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号, 1985 年官報第 73 号, 追加官報第 3316 号
- iii. 通常裁判所に関する 1986 年法律第 2 号, 1987 年官報第 20 号
- iv. 憲法裁判所に関する 2003 年法律第 24 号, 2003 年官報第 98 号
- v. 最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号の改正に関する 2004 年法律第 5 号, 2004 年官報第 9 号
- vi. 通常裁判所に関する 1986 年法律第 2 号の改正に関する 2004 年法律第 8 号, 2004 年官報第 34 号
- vii. 公的情報の開示に関する 2008 年法律第 14 号, 2008 年官報第 61 号

- viii. 司法権に関する 2009 年法律第 48 号, 2009 年官報第 157 号
- ix. 最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号の第 2 回改正に関する 2009 年法律第 3 号, 追加官報第 4958 号
- x. 憲法裁判所に関する 2003 年法律第 24 号の改正に関する 2011 年法律第 8 号, 2011 年官報第 70 号

b. *インドネシア共和国最高裁判所長官決定*

- i. 裁判所の情報開示に関する決定第 114/KMA/SL/VII/2007 号
- ii. 裁判所における情報サービスの指針に関する決定第 1-144/KMA/SK/2011 号
- iii. 最高裁判所における裁判部制度の実施に関する指針に関する決定第 142/KMA/SK/IX/2011 号

c. *最高裁判所通達*

- i. 裁判所における情報開示の実施指示に関する 2010 年通達第 6 号

3. ウェブサイト

ALI, *Prof. Dr. Jan. Michiel Otto: Ahli Hukum Indonesia Harus Sering Kaji Putusan*, <http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt53a2eb91bd3ce/prof-dr-jan-michiel-otto--brahli-hukum-indonesia-harus-sering-kaji-putusan> から検索, 最終アクセス 2016 年 1 月 13 日 10:05 a.m.

Asep Nursobah, *Kini, 100% Pengadilan telah Mengunggah Putusan di Direktori Putusan MA*, <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/1208-kini-100-pengadilan-telah-mengunggah-putusan-di-direktori-putusan-ma> から検索, 最終アクセス 2015 年 12 月 15 日 01:30 p.m.

_____, *Publikasi Putusan 50 Pengadilan ini Belum Update*, <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/1083-publikasi-putusan-50-pengadilan-ini-belum-update> から検索, 最終アクセス 2015 年 11 月 5 日 03:00 p.m.

Detik News, *Peneliti AIPJ: Pengakses Putusan MA Meningkatkan dari Berbagai Kalangan*, <http://news.detik.com/berita/2582077/peneliti-aipj-pengakses-putusan-ma-meningkat-dari-berbagai-kalangan> で検索, 最終アクセス 2015 年 11 月 7 日 10:00 a.m.

Kepaniteraan Online, *Direktori Putusan MA Menjelma Menjadi Pusat Data Putusan Nasional*, <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/124-direktori-putusan-ma-menjelma-menjadi-pusat-data-putusan-nasional.html> で検索, 最終アクセス 2015 年 12 月 7 日 08:00 a.m.

Kepaniteraan Online, *Alhamdulillah, Saat ini Direktori Putusan Telah Mongoleksi 1,5 Juta Putusan*, <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/1195-alhamdulillah-saat-ini-direktori-putusan-telah-mongoleksi-1-5-juta-putusan> で検索, 最終アクセス 2016年1月5日 03:00 p.m.

Kepaniteraan Online, *2015: 464,204 Putusan Terunggah di Direktori Putusan*, <http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/kegiatan/1229-2015-464-204-putusan-terunggah-di-direktori-putusan> で検索, 最終アクセス 2016年1月10日 11:10 a.m.

Muhammad Yasin, *Menjaga Tradisi Menghimpun Putusan*, <http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt4e5dd9c3e2bf4/menjaga-tradisi-menghimpun-putusan-pengadilan> で検索, Mansyur, Ridwan, (n.d.), *Keterbukaan Informasi Pada Pengadilan*, <https://www.mahkamahagung.go.id/images/news/ridwanmansyur.pdf> から検索, 最終アクセス 2016年2月12日 02:45 p.m.

Mansyur, Ridwan, *Keterbukaan Informasi Pada Pengadilan*, <https://www.mahkamahagung.go.id/images/news/ridwanmansyur.pdf> で検索, 最終アクセス 04:32 p.m.

YOZ, *Ini Capaian Mahkamah Agung Sepanjang 2015*, <http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt5683bdbc95b57/ini-capaian-mahkamah-agung-sepanjang-2015> で検索, 最終アクセス 10:44 a.m.